㈧　鉄筋コンクリート構造の橋台（又は橋脚）の工事。

㈨　上記㈠及び㈧は同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑷は、第１号２⑸⑷に同じ。

⑸　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸㈠から㈨までの要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

工事の経験が、国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹及び⑺は、第１号２⑸⑹及び⑺に同じ。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⑷から⑺までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

⑺から⑿までは、第１号２⑹から⑾までに同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札に関する事項

⑷　「社会的要請の対応に関する事項」及び「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

㈠　周辺環境対策の工夫とその効果

㈡　鉄筋コンクリート橋台及び場所打ち杭の品質の確保、向上のための工夫とその効果

⑷及び⑹は、第１号３⑴⑷及び⑹に同じ。

⑵　提案について

⑷　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「周辺環境対策の工夫とその効果」及び「鉄筋コンクリート橋台及び場所打ち杭の品質の確保、向上のための工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

⑷は、第１号３⑵⑷に同じ。

⑶及び⑷は、第１号３⑶及び⑷に同じ。

４　入札手続等

⑴から⑷までは、第１号４⑴から⑷までに同じ。

⑸　入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑷から⑹までは、第１号４⑸⑷から⑹までに同じ。

⑻　開札は、平成25年５月17日午後１時30分　近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５は、第１号５に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　the same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the improvement area of Kokawa Naga IC (A ramp) and other in Kihoku Higasi Road

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大和御所道路玉手３号橋鋼上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　（自）奈良県御所市玉手地先（至）奈良県御所市柳町地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝337.0ｍ　鋼７径間連続合成少数鈑桁橋（Ｌ＝337.0ｍ　最大支間長　Ｌ＝54.0ｍ）１橋、床版工（鋼・コンクリート合成床版）Ａ＝3,794㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年11月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材

鋼材　751ｔ、コンクリート　1,354㎥、鉄筋　213ｔ

⑺から⑿までは、第１号１⑺から⑿までに同じ。

２　競争参加資格

⑴は、第１号２⑴に同じ。

⑵　近畿地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶は、第１号２⑶に同じ。

⑷　平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㈠から㈤までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㈠は、第１号２⑷㈠に同じ。

㈡　橋梁形式が、単純鈑桁橋（ただし、単純鋼床版鈑桁橋は含まない。）を除く鋼橋で、かつ、最大支間長が25ｍ以上の製作・架設工事。

㈢　現場打ち鉄筋コンクリート床版（鋼・コンクリート合成床版を含む。）の工事。

㈤　上記㈠及び㈡は同一工事の施工実績を有し、㈢は同一工事でなくてもよいが、㈠の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

なお、床版工事の施工実績については、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）に確認できる内容が登録された工事についても、工事内容（床版工事）が確認できる契約書等の写しを提出すること。

また、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㈠から㈨までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㈠は、第１号２⑷㈡に同じ。

㈧　橋梁形式が、単純鈑桁橋（ただし、単純鋼床版鈑桁橋は含まない。）を除く鋼橋の製作・架設工事。

㈨　上記㈠及び㈧は同一工事の施工実績を有すること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。

なお、現地の配置予定技術者と工場製作の配置予定技術者が同一でない場合は、それぞれの資格及び経験等を提出すること。ただし、工場製作の配置予定技術者は下記⑹の工事の経験以外の資格を有する者であること。

⑷は、第１号２⑸⑷に同じ。

⑹　平成９年度以降に元請として架設据付を行い完成し、引渡しが完了した上記⑷㈠から㈨までの要件をすべて満たす工事の経験（以下「工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹及び⑺は、第１号２⑸⑹及び⑺に同じ。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記⑷から⑺までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地での架設据付期間に専任で配置できること。